

「市民後見人」養成研修 受講生 募集

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が低下した方のために、本人に代わって法律で定められた代理人が財産の管理や法的な手続きなどの身上監護を行う成年後見制度があります。

その新たな担い手として、「権利擁護支援・市民後見人」の養成研修を開催します。弁護士、公証人、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師などの専門家が講師を務めます。社会はあなたを求めています。ぜひ、ご応募ください。



後見人等の需要の拡大

認知症高齢者の増加、家族や親族の高齢化や核家族化など社会構成の変化に伴い、成年後見人等の申立件数は全国で、平成 12 年度の約 9 千件から、平成 25 年度には約 3 万 4 千件台と、3.8 倍に増えています。

また、身寄りのないあるいは家族や親族の支援が望めない高齢者等が成年後見制度を利用するときに、親族に代わり弁護士などの専門家が後見人等になる第三者後見人の割合も、全体の 57.8% と、親族が成年後見人等に選任されたものを上回っています。

しかし専門家の数には限りがあるため、このまま成年後見制度の利用が増えると、支援を必要とする人たちが、制度の利用をできなくなってしまう。

新たな担い手が必要なのです。

成年後見制度の新たな担い手

『認知症になっても、障害があっても、みんな支えあい、成年後見制度を利用して、安心した生活を送ることができる』このような地域社会をめざすとき、その担い手として市民による市民のための「市民後見人」が必要です。

「市民後見人」とは、後見人等として必要な知識・技術、社会規範、倫理性を備え、後見等の業務を適正に担う市民のことをいいます。

本人に寄り添い、ていねいな「見守り」が求められる高齢者や障がい者を支援するために欠かせない役割なのです。

NPO 法人権利擁護支援センターふくおかネットでは、その人材を養成するために、今回の研修を開催いたします。

成年後見制度の「法定後見」

- 法定後見は、すでに判断能力が十分でなくなっている人のための制度です。判断能力の低い順に、「後見」、「保佐」、「補助」の3種類に分かれます。
- 法定後見を利用するには、本人や家族等が、本人が住んでいるところを管轄する家庭裁判所に行き、成年後見制度の利用申し込み(後見開始の審判の「申立て」と呼びます)を行います。この申立てを受け、家庭裁判所が、3つの種類に合わせて、後見人等(後見は「成年後見人」、保佐は「保佐人」、補助は「補助人」)を選任します。市民後見人はこの役割を担うことになります。
- 後見人等には、本人にとって必要な支出をしたり、預貯金や不動産の管理を行う「財産管理」と、生活環境の整備や必要な契約手続き等を行う「身上監護」の二つの役割があります。ただし、身上監護には、直接的な身体介護は必ずしも業務に含まれません。
- 後見人等にはその職務を果たせるように、「財産管理権」、「代理権」、「同意権」、「取消権」といった権限が与えられています。

福岡県における「市民後見人活動」の状況

- 国内では、すでに市民後見人が「後見人等」に家庭裁判所から選任され、個人として後見人活動を行っている事例がありますが、残念ながら、平成 25 年9月末現在において、福岡家庭裁判所では市民後見人を「後見人等」に選任した事例がありません。
- NPO 法人権利擁護支援センターふくおかネットでは平成 21 年に法人設立後、平成 22 年からは成年後見活動の経験豊富な社会福祉士等の専門家と市民後見人がチームを組んで後見活動を行っています。
- 後見人等の選任については、家庭裁判所ごとに判断が委ねられていますので、本研修を修了後、ただちに市民後見人として単独での後見活動に結びつくものではないことをご承知ください。



市民後見人養成研修 修了後について

○市民後見人候補者名簿への登録

本研修のすべてのカリキュラムを修了された方の中で、ぜひ市民後見人として活動したいという方は NPO 法人権利擁護支援センターふくおかネットの会員として、「市民後見人候補者名簿」への登録申請を行っていただきます。

○フォローアップ研修の実施

当法人の市民後見人候補者として登録された方を対象に、座学と実務研修で構成するフォローアップ研修の実施を予定しています。実務研修については、実際の後見人に帯同しての活動体験や施設実習などを行います。

平成 26 年度小郡市 権利擁護支援・市民後見人養成研修開催要綱

◇目的：後見人等として必要な権利擁護や成年後見制度について学び、後見等の業務を適正に行う市民後見人を養成します。

◇主催：NPO法人権利擁護支援センターふくおかネット

◇後援：小郡市、社会福祉法人 小郡市社会福祉協議会、全国権利擁護支援ネットワーク

◇期間：平成 26 年 9 月 13 日(土)～11 月 15 日(土) 10 回

◇研修のカリキュラム(全 36 科目)・・・裏面の一覧のとおり

(1) 研修時間は、9 時 30 分～16 時です。(75 分×4 時限)

(2) 講師の都合により、カリキュラムを一部変更することがあります。

◇会場：小郡市総合保健福祉センターあすてらす 会議室 3 (小郡市二森 1167-1)

◇定員：50 人(応募者多数の場合は抽選となります。)

◇受講料：20,000 円(テキスト代ほか資料代 2,000 円を含みます。)

◇申込要件：以下のすべての要件を満たしている人。

(1) 年齢 22 歳以上(平成 26 年 7 月 1 日現在)

(2) 小郡市はじめ筑後地域に在住、あるいは勤務している人

(3) 成年後見制度および高齢者や障がい者に対する福祉活動に理解と熱意があること

(4) すべてのカリキュラムを受講できること

(5) 将来、市民後見人として活動できること

(6) 次の、民法第 847 条の後見人の欠格事由に該当しないこと

①未成年 ②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人 ③破産者 ④被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族 ⑤行方の知れない者

*この研修により、何らかの資格が得られるものではありません。

また、受講後に、すべての人が後見人として活動できるとは限りません。

◇申込方法：下記の申込書に必要事項を記入のうえ、8 月 20 日(水)までに FAX または郵送してください。(必着)

小郡市権利擁護支援 市民後見人養成研修 受講申込書	申込先：NPO 法人権利擁護支援センターふくおかネット 住所：〒830-0027 久留米市長門石 1 丁目 4 番地 3 3 号長門石 OC ビル 104 号 FAX：0946-24-2150 問合せ先：担当者 森高 清一 電話 090-5293-5014
--	---

ふりがな 氏名		男・女	申込日	月 日
生年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日生		年齢	満 歳
住所	〒			
自宅電話		携帯電話		
勤務先名		電話番号		

〔受講の動機〕

平成26年度小郡市 権利擁護支援・市民後見人養成研修 カリキュラム

●権利擁護支援基礎研修		
開講日	研修科目	内容
① 9月13日 (土)	開講式・オリエンテーション	趣旨説明、今後の流れについて
	(1)権利擁護支援の基本	権利擁護と権利擁護支援に関する考え方
	(2)地域自立生活の基本とその支援	地域での自立生活とその支援の基本原理
	(3)高齢者・障がい者の権利擁護	高齢者・障がい者の権利擁護について
② 9月20日 (土)	(1)成年後見制度の基本的理解	成年後見制度の趣旨と制度概要
	(2)福祉サービス利用援助事業と自立支援	日常生活自立支援事業などについて
	(3)権利と法的支援	権利と法的支援、権利擁護と法律家の役割
	(4)債務整理の基本	債務整理の基本と多重債務への対応
③ 9月27日 (土)	(1)高齢者の理解と介護保険制度	認知症高齢者の理解と介護保険制度
	(2)高齢者・障がい者の福祉的支援	高齢者・障がい者の理解と福祉サービス
	(3)権利擁護支援者の立場と役割	地域における役割と具体的な取り組み
	(4)虐待対応の基本	高齢者・障がい者虐待防止法の理解と対応
④ 9月28日 (日)	ふくおかネット主催 「権利擁護支援フォーラム」	高齢者・障がい者の権利擁護支援 について考える
●市民後見人養成研修		
開講日	研修科目	内容
⑤ 10月4日 (土)	(1)成年後見制度活用のポイント	虐待対応や自立支援の手段—成年後見
	(2)福祉サービスと虐待等権利侵害	虐待や権利侵害の状況と対応
	(3)身上監護と福祉的支援	身上監護業務の要点と福祉的支援の活用
	(4)消費者保護	消費者保護の基本と悪徳商法への対応
⑥ 10月11日 (土)	(1)後見類型別の業務	後見類型別の後見業務と後見監督の役割
	(2)本人主体の財産管理(基本と実務)	本人主体の権利擁護支援としての実務
	(3)障がい者の理解と障害福祉サービス	障がいの理解、障害福祉サービスの仕組み
	(4)権利擁護支援の公的センター	権利擁護支援の公的センターについて
⑦ 10月25日 (土)	(1)成年後見等の申立て手続きなど	申立ての流れや事務の理解について
	(2)成年後見を理解するための民法	契約、法律行為、意思表示、代理等
	(3)任意後見制度の理解	任意後見制度の基本的な考え方
	(4)遺言・相続と成年後見制度	遺言・相続の基本的理解と成年後見制度
⑧ 10月26日 (日)	ふくおかネット主催 「障害者虐待防止フォーラム」	障がい者虐待の早期発見と 未然防止について考える
⑨ 11月8日 (土)	(1)事例検討①	面接技術1(ロールプレイ、グループワーク)
	(2)事例検討②	面接技術2(ロールプレイ、グループワーク)
	(3)事例とスーパービジョン①	事例とスーパービジョン1(グループワーク)
	(4)事例とスーパービジョン②	事例とスーパービジョン2(グループワーク)
⑩ 11月15日 (土)	(1)支援会議と支援の輪づくり	後見活動の支援のプロセスと活用方法
	(2)後見の実務	受任後の後見事務、後見計画の検討
	(3)課題の検討	課題の検討について①(グループワーク)
	(4)課題の検討	課題の検討について②(グループワーク)
	閉講式	修了式

※研修内容については、一部変更する場合があります。

※以上のカリキュラム以外にも、レポート課題があります。

レポート課題①②のテーマは都度、設定します。

※権利擁護支援に携わる方、市民後見人は、地域における社会貢献活動の担い手です。自分の価値観に左右されることなく、何よりも支援を必要としている当事者を主体として、利用者と適切な関係を結び、その真意に沿った支援を行っていきましょう。